

給与支払報告
特別徴収
に係る給与所得者異動届出書

		整理番号						
年 月 日		所在地 〒		担当者				
提出				係				
宝塚市長あて		名称		氏名				
		法人番号または個人番号		電話				
給与所得者	フリガナ	新	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額徴収方法
	氏名	姓	円	円	円	年 月 日	1 転職・転籍 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 その他 a.支払少額 b.支払不定期 c.上記以外()	1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収 (本人が納付)
	生年月日	年 月 日 生	(年度)	月分から 月分まで	月分から 月分まで			
	個人番号							
	住 所	1月1日 現在 異動後						

① 特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

新しい給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 〒	特別徴収指定番号	担 氏名 当 電話	新しい特別徴収義務者へは月割額 円を 月分(翌月10日納期限分)から徴収し、納入する よう連絡済です。
	名称	受給者番号	法人番号	

② 一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

該当する項目を選択してください	徴収予定額(上記(ウ)と同額)	
1 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。	円	左記の一括徴収した税額は 月分(翌月10日納期限)で納入します。
2 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。		

注
意
事
項
等

- 1:本届出書は、特別徴収の(個人の市町村民税・道府県民税(住民税)・森林環境税(国税)を給与差引している又は特別徴収の給与支払報告書を提出した)従業員等が、異動(退職・転職等)した場合にご提出いただく用紙です。**提出期限は、該当の従業員等の異動があった月の翌月10日までです。**従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。
- 2:従業員等が1月1日から4月30日までの間に退職したときは、特別徴収継続の希望がなく、未徴収税額の全額を給与または退職金から引き取り可能である場合に限り、未徴収税額を一括徴収することが義務付けられています。ただし、死亡による退職の場合は、当該事由の発生日に関わらず、未徴収税額の徴収を一括徴収ではなく普通徴収で行うこととします。
- 3:給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、宝塚市役所 市民税課 特別徴収担当へお問い合わせください。